大阪市告示第1398号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。 令和7年10月10日

大阪市長 横 山 英 幸

次の道路上にある物件(現場において除却勧告書を貼っている物件)は、道路法第43条第2号の規定に違反するので、令和7年10月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除 却する。

路線名	除却実施場所	物件
神崎川左岸線	豊中市大島町3丁目11番先	ガードレール
平野区第8802号線	平野区長吉長原西1丁目5番先	置き看板(7点)

(建設局総務部管理課)